

平成 28 年度地域包括支援センター職員の配置について

1 地域包括支援センターの職員配置の方針

本市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置については、国で定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自基準を設けている。

国で定める基準 （介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項）	市で定める独自基準 （仙台市介護保険条例第 2 条 19 第 2 項）
地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 3,000 人から 6,000 人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師 1 人、社会福祉士 1 人、主任介護支援専門員 1 人とする。	第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 6,000 人以上を超えた部分についておおむね 2,000 人までごとに国で掲げる者（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）又は介護支援専門員のうちから 1 人を配置する。

2 28 年度増員となる地域包括支援センター

平成 28 年 4 月 1 日推計で圏域内の高齢者人口が国基準である 6,000 人を超える以下の 2 センターについて、職員体制を 3 人体制から 4 人体制とする。

(1) あやし地域包括支援センター

【28 年 4 月 1 日 高齢者推計人口】 6,260 人

(2) 南光台地域包括支援センター

【28 年 4 月 1 日 高齢者推計人口】 6,127 人